

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立広野小学校

1 学校の基本方針

本校は、「こころ豊かに たくましく生きる 広野っ子の育成 ～豊かな心・確かな学力・健やかな体～」を学校教育目標のもと、「知・徳・体を身につけた子」を育成することを目指している。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見、早期対応に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの対応について

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(1) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。そのために、教職員が学級や子どもの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めることに努める。また、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を行い、実態把握を行う。また、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育むように教育活動を行うことに努める。いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させること、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。「ネットいじめ」を防止するために、ネットモラル教育や保護者啓発を行うとともに、発生事案の対応にあたり保護者の協力を得る。

(2) いじめの早期発見

いじめは早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見の手立てとして、休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちに目を配ること、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けること、アプリ「すぐーる」や連絡帳を活用することにより、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることを行う。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。また、日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる等、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないように努める。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。ネットいじめには、研修会に参加するなど最新の動向を把握し、家庭に啓発し連携して早期発見に努める。

(3) いじめ事案への早期対応と組織について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

① 日常の指導体制

いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導の体制などの校内組織及び連携する機関を設定する。

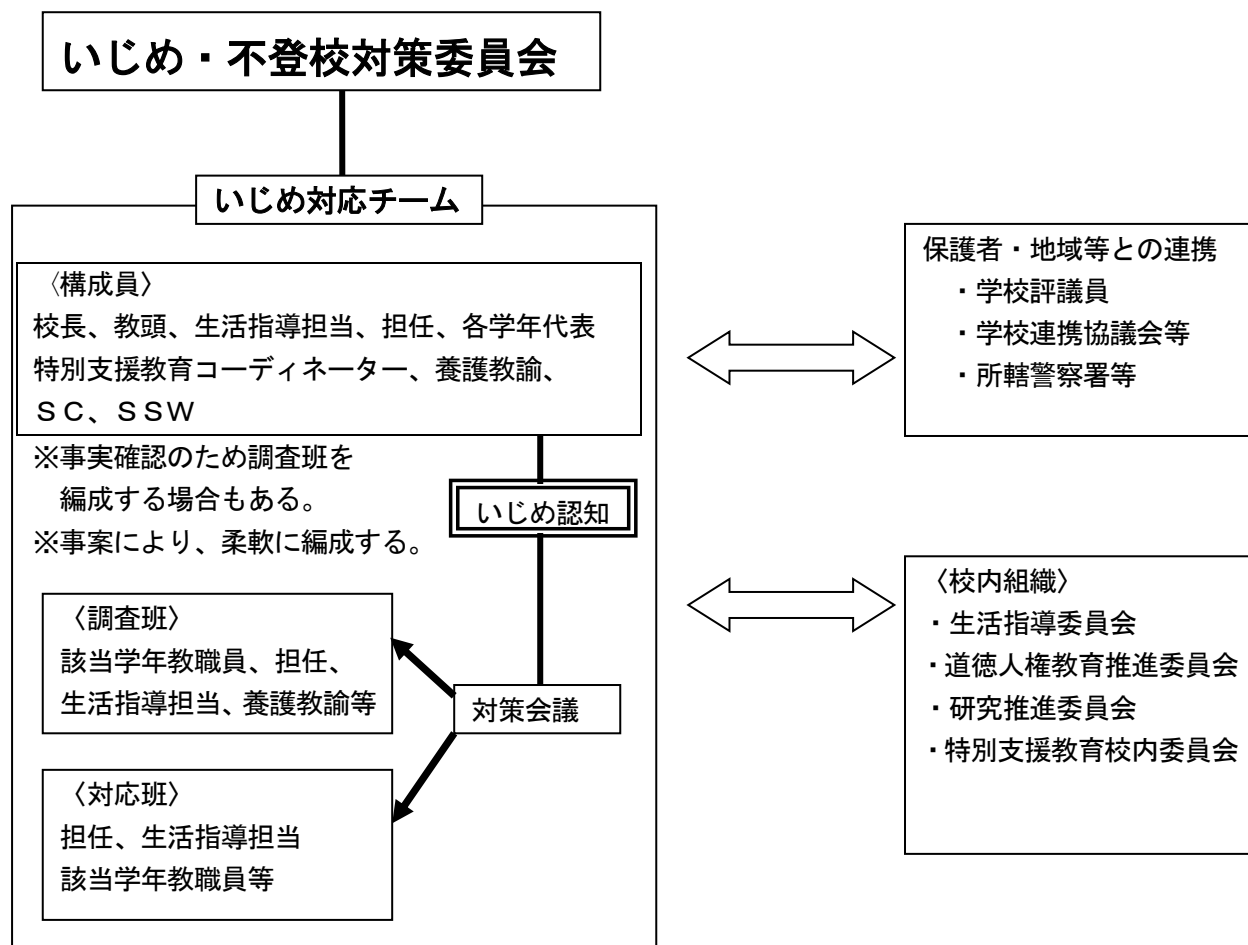
② 未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行う。包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を設定する。

③ いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。そのため、事案に応じて「いじめ対応チーム」を校内組織として設置する。また、ネットいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応をするとともに、事案によっては警察や専門的な機関と連携して対処する。

《いじめ対応組織図》



(4) 重大事案への対処

いじめの重大事態の「定義」と対処

重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（※相当の期間とは、年間 30 日が目安。ただし、一定期間、連続して欠席する場合には、目安に関わらず迅速に調査に着手）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対処を行う。

- 重大事案が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果についてはいじめを受けた児童とその保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。
- 児童や保護者の心の傷を取り除くために SC や SSW 等の関係機関と連携を図りながら対応していく。

3 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめが起こった場合の対応については、いじめ対応マニュアル（令和 7 年 3 月 兵庫県教育委員会）を基本とし、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側に意識のずれが生じている場合については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

いじめ解消の状況

① いじめに係る行為が止んでいること（※少なくとも 3 か月を目安） ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」において、いじめが解消に至るまで、支援を継続する。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みと年間計画

月	職員会議等	未然防止にむけた取り組み	早期発見にむけた取り組み
4	生活指導委員会・職員会議 ・生徒指導推進計画の作成 ・学校いじめ防止基本方針の作成 ・広野っ子のやくそくの作成 ・学校安全計画の作成	人権教育の年間計画の作成 道徳教育の年間計画の作成 1年生を迎える会 スマイル班活動(通年) 委員会・クラブ活動(通年)	スクールカウンセラーによるカウンセリング
5	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換	人権作文とポスターの作成	スクールカウンセラーによるカウンセリング
6	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換	オープンスクール	スクールカウンセラーによるカウンセリング

			生活アンケートの実施
7	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換	個人懇談	スクールカウンセラーによるカウンセリング
8	職員会議	小中一貫職員研修 SSW による研修 各種研修会参加	
9	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換	ネット利用教室 人権週間	スクールカウンセラーによるカウンセリング
10	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換	親子人権参観 人権講演会	スクールカウンセラーによるカウンセリング 生活アンケートの実施
11	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換		スクールカウンセラーによるカウンセリング
12	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換		スクールカウンセラーによるカウンセリング
1	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換		スクールカウンセラーによるカウンセリング
2	生活指導委員会・職員会議 ・児童の様子についての情報交換	オープンスクール 学級懇談会	スクールカウンセラーによるカウンセリング 生活アンケートの実施
3	生活指導委員会・職員会議 ・取り組みの成果と課題について 検討 ・児童の様子についての情報交換	6年生を送る会 9年間の引継ぎシートの作成	スクールカウンセラーによるカウンセリング

※研修や生活アンケートの実施時期は状況に応じて変更の場合がある。

参考資料

「いじめ対応マニュアル 改訂版」令和7年3月 兵庫県教育委員会



「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月 文部科学省

